

地域の特性を生かして 高い付加価値を創出する事業を 減税などで支援します！

神奈川県では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業を支援する地域未来投資促進法に基づき、事業者の皆さまから地域経済牽引事業計画の申請を受け付けています。

神奈川県基本計画に基づいて地域経済牽引事業計画を作成いただき、県の承認を受けると（承認要件は裏面参照）、設備投資に対する減税などの支援を受けることが可能になります。

※ 令和2年10月の制度改正により、神奈川県基本計画の終期（令和4年度末日）を超えた地域経済牽引事業計画を作成することが可能になりました。

主な支援措置

1 課税の特例（要件は裏面参照）

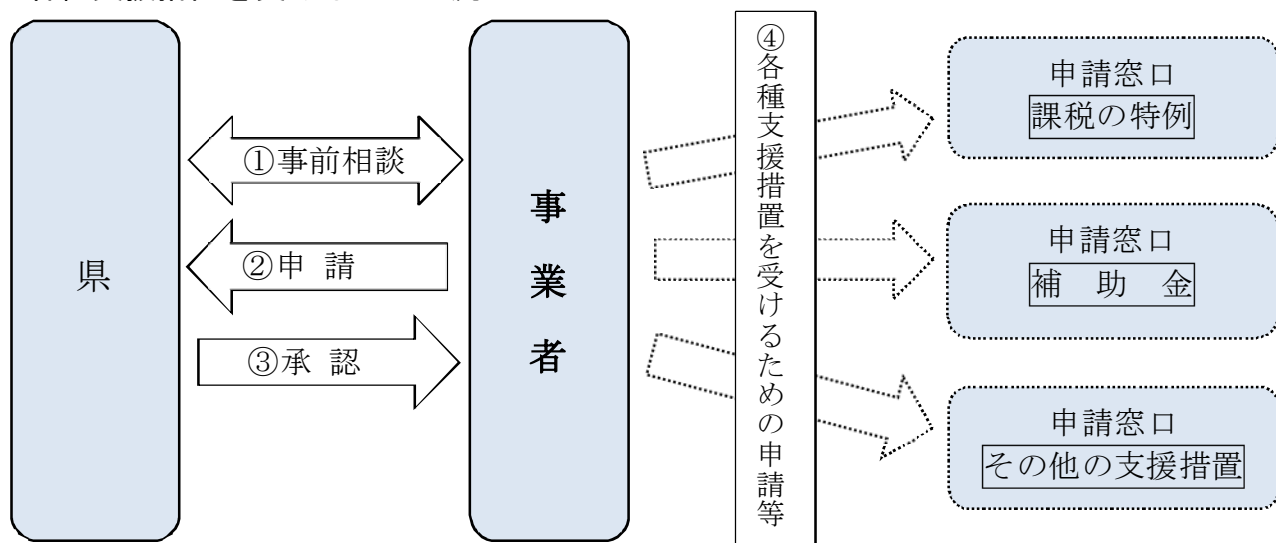
先進的な事業に必要な設備投資に対する減税

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

2 サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）等における審査上の加点措置

3 日本政策金融公庫による融資制度

<各種支援措置を受けるまでの流れ>



地域経済牽引事業計画の承認要件（県）

要件1：地域の特性を活用すること（①～⑨のいずれか）

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用した**ライフサイエンス分野**
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した**未病分野**
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用した**ロボット分野**
- ④（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した**環境・エネルギー分野**
- ⑤古都鎌倉や東京2020オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した**観光分野**
- ⑥（国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用した**第4次産業革命関連分野**
- ⑦自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した**成長ものづくり分野**
- ⑧（地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した**成長ものづくり分野**
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した**6次産業分野**

要件2：高い付加価値を創出すること

- 付加価値増加分：6,600万円超 ※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること

- 取引額：10%増加 ●売上げ：10%増加 ●雇用者数：5%増加 ●雇用者給与等支給額：7%増加

- ・基本計画の計画期間は平成30年5月28日から令和4年度末日
- ・事業計画期間は5年以内で、令和4年度末日を超えて定めることが可能
- ・要件2、3は、事業計画期間が5年を下回る場合、計画期間で按分した値

課税の特例の要件（国）

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

【サプライチェーン類型】・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ②設備投資額が2,000万円以上
 - ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
 - ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
【上乗せ要件】
 - ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- *サプライチェーン類型に基づく申請は上乗せ要件の対象外

※課税の特例を受けるためには、「着工」は、県の地域経済牽引事業計画の承認後であることが必要
また、「取得」は、国の課税特例の確認後であることが必要

ご相談・お問合せ

神奈川県産業労働局産業部産業振興課新産業振興グループ（電話：045-210-5639）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/chikimirai/chikimirai01.html>

神奈川県 地域未来 検索